

## 社会福祉法人寿考会両立支援のための行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

2. 内容

### ➤ 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

目標1：年次有給休暇の取得率70%以上を維持する

<対策>

- 令和8年4月～ 年1回、施設長・管理者事業運営会議で各施設の有給消化率を確認し、取得推奨を行う。

目標2：地域の子どもの職場見学及び学生のインターンシップの受け入れる

<対策>

- 令和8年4月～ 地域の学校からの職場見学、体験を積極的に受け入れる。インターンシップについても積極的に受け入れる。

目標3：令和10年度までに男性職員の1週間以上の育休取得率85%以上にする

<対策>

- 令和8年4月～ 施設長・管理者事業運営会議、各施設で制度の説明を行う。対象職員へは直接制度の説明を行う。

目標4：フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を30時間未満とする

<対策>

- 令和8年4月～ 現状を把握し、その原因の分析等を行う。適切な業務配分・人員配置・業務効率化に努め、過重労働を未然に防止する。

➤ 女性活躍推進法に基づく行動計画

目標 1：労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を 30 時間未満とする

<対策>

- 令和 8 年 4 月～ 現状を把握し、その原因の分析等を行う。  
適切な業務配分・人員配置・業務効率化に努め、過重労働を未然に防止する。

目標 2：小学校 3 年生までの子を養育する職員への時短勤務制度の拡大の検討する

<対策>

- 令和 8 年 6 月～ 施設長・管理者事業運営会議でニーズを把握する。
- 令和 8 年 12 月～ 状況・課題を把握する。
- 令和 11 年 12 月まで 導入を目指す。